

国立大学法人東京医科歯科大学文書決裁規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 167 号

（趣旨等）

- 第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学における文書の決裁については、この規則の定めるところによる。
- 2 この規則において「承認」とは、それぞれの文書について最終責任者（以下「名義者」という。）に至るまでの、各段階における担当する役職員が当該文書について確認し、次の上位職に文書の回送を認めることをいう。
- 3 この規則において「決裁」とは、名義者の承認を得ることをいう。
- 4 この規則において「専決」とは、それぞれの文書について名義者以外の者が名義者の名により、決裁することをいう。
- 5 この規則において「代決」とは、名義者又は承認を行う者（以下「承認者等」という。）が不在の際に、その者に代わって臨時に決裁又は承認することをいう。
- 6 この規則において「合議」とは、起案者とは直属の関係にはないものの、当該文書決裁に関連を有する他の部署等に対し同意を得ることをいう。
- 7 この規則において「管理職」とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成 16 年規則第 36 号）第 12 条における管理又は監督の地位にある職を占める職員をいう。

（学長等の決裁）

- 第 2 条 学長名（文部科学省共済組合東京医科歯科大学支部長名を含む。）又は本学名（文部科学省共済組合東京医科歯科大学支部名を含む。）をもって処理する文書については、学長の決裁を受けなければならない。
- 2 学長の決裁を要する文書は、すべて当該所掌事務を担当する理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）の承認を経なければならない。
- 3 理事名をもって処理する文書は、すべて当該名義者の決裁を受けなければならない。
- 4 学長、理事の決裁を要する文書のうち事務局において起案するものは、すべて事務局長の承認を経なければならない。

（部局長等の決裁）

- 第 3 条 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成 16 年規程第 1 号）第 4 章及び第 6 章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び事務組織規則（平成 16 年規則第 4 号）第 2 条から第 4 条に規定する組織並びに監査室（以下「部局等」という。）の所掌事務に係る文書の処理については、当該部局等の長の決裁を受けなければならない。
- 2 前項に定めるほか本学に置かれた教育研究組織の所掌事務に係る文書の処理について

は、当該教育研究組織の長の決裁を受けなければならない。

- 3 部局等の所掌事務に係る文書のうち特に重要なものについては、担当理事等を経由して学長の決裁を得るものとする。
- 4 部長名、課長名又は事務長名をもって処理する文書については、当該名義者の決裁を受けなければならない。

(専決)

- 第4条 別表第1の事項欄に掲げる事項の決裁については、前2条の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者が専決する。
- 2 別表第1に定められていない事項で同種の事項については、別表第1に準じて専決するものとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、専決に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(代決)

- 第5条 承認者等が出張又は休暇等で不在の場合、決裁の急を要する文書については、重要なものを除き、承認者等の直近下位の職にある者が代決することができる。ただし、代決することができる者は、管理職に限る。
- 2 前項の規定により代決を行った文書は、電子決裁システム上に代決であることを明記するものとし、事後に当該承認者等に報告しなければならない。

(合議)

- 第6条 起案者は、文書の内容が他部局、他部課又は審議組織等に関係あるときは、事前に調整し、当該内容を原議書に記載しなければならない。ただし、起案部課長が特に必要と認める場合には、関連部局長、関係部課長又は委員長等に合議することができる。

- 第7条 共済組合関係事務の専決事項及び専決者は、別表第2のとおりとする。

- 第8条 この規則によりがたいと学長が認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日規則第34号）

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧規則の規定により決裁を受けた文書は、新規則の適用については、新規則の相当規定に基づいて決裁を受けた文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき起案した文書の取扱は、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月8日規則第34号）

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月13日規則第56号）

この規則は、平成22年7月13日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則（平成22年10月1日規則第66号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成24年2月24日規則第24号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この規則の改正後現に在学している大学院生命情報科学教育部の学生に関する各種許可及び書類の発行は、大学院生命情報科学教育部長の決裁によるものとする。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月9日規則第25号）

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年9月26日規則第97号）

この規則は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月13日規則第121号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年9月30日規則第197号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第67号）

この規則は、平成28年3月28日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第68号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月6日規則第86号）

この規則は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成２８年７月１日規則第１１１号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年３月２日規則第２８号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月３１日規則第１０８号）

この規則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年１１月１３日規則第１２９号）

この規則は、平成２９年１１月１３日から施行し、平成２９年１１月１日から適用する。

附 則（平成２９年１２月２５日規則第１４２号）

この規則は、平成２９年１２月２５日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。

附 則（平成３０年３月１日規則第１２号）

この規則は、平成３０年３月１日から施行し、平成３０年１月１日から適用する。

附 則（平成３０年７月１９日規則第５９号）

この規則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年８月１日規則第６５号）

この規則は、平成３０年９月１日から施行する。

附 則（平成３０年１１月３０日規則第１１３号）

この規則は、平成３０年１１月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３１年３月１３日規則第２６号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年８月２３日規則第９３号）

１ この規則は、令和元年８月２３日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

２ 電子決裁システムを未導入の部署については、なお従前の例により、文書の起案及び決裁を行う。

３ この規則において、やむを得ず電子決裁システムを利用せずに起案する場合については、なお従前の例により、文書の起案及び決裁を行う。

附 則（令和元年１２月２６日規則第１２９号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附 則（令和２年４月１４日規則４１号）

この規則は、令和２年４月１４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年６月３日規則第６９号）

この規則は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年７月１３日規則第７８号）

この規則は、令和２年７月１３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年７月２９日規則第８７号）

この規則は、令和２年７月２９日から施行する。

附 則（令和２年１０月６日規則第１０５号）

この規則は、令和２年１０月６日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

附 則（令和３年２月２４日規則第２２号）

この規則は、令和３年２月２４日から施行し、令和３年２月１日から適用する。

附 則（令和３年５月２６日規則第６７号）

この規則は、令和３年５月２６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日規則第５３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日規則第６３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日規則第１３６号）

この規則は、令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 共通事項

事項	名義者	専決者
1 学長名で行う関係官公庁等へ協議、申請、届出、報告等のうち軽易なもの	学長	担当理事、部局等の長、所管の部長又は事務長
2 学長名で行う通知、照会、回答	前項に同じ	
3 理事、事務局長、部局等の長名で行う通知、照会、回答等のうち軽易なもの	理事、事務局長、部局の長	所管の部長、課長又は事務長
4 職員の休暇の承認（育児部分休業及び介護部分休業の取得、延長及び復職の承認を含む。）（以下「職員の休暇等の承認」という。） (1) 教員（部局等の長を除く。） (2) 事務系職員（事務局長を除く。） ア 事務局の部長 イ 部局等の事務部長及び事務長 ウ その他の事務系職員 (3) 教室系職員 (4) 医療系職員 ア 薬剤部長及び看護部長 イ 看護部又は基盤診療部門等に属する職員	学長 学長 学長 学長 学長 学長 学長	部局等の長 事務局長 部局等の長 部長、事務部長、監査室副室長又は事務長（国際交流会館にあっては統合教育機構教養事務室事務長） ただし、副課長等より下位の職にある職員の休暇等の承認については、専決者を副課長等とすることができるものとする。 事務部長又は事務長 病院長 薬剤部長、看護部長又は基盤診療部門等の長

ウ 保健管理センターの医療系職員	学長	学生支援・保健管理機構事務部長（保健管理センター分室にあっては統合教育機構教養事務室事務長）
エ その他の医療系職員	学長	事務部長、事務長又は副課長等
5 時間外労働命令、休日労働命令、休日の振替、代休日の指定又は労働しないこと、時間外労働の免除又は短縮、深夜労働制限、早出遅出勤務の承認	前項に準ずる	
6 職員の研修の承認	前項に準ずる	
7 会議室、講義室、セミナー室、運動場、宿泊施設等の使用許可	学長、部局等の長、所管の部長又は事務長	所管の課長又は事務長 ただし、副課長等のいる部署においては、専決者を副課長等とすることができるものとする。
8 所管施設内の掲示許可	部局等の長、所管の部長又は事務長	所管の課長又は事務長 ただし、副課長等のいる部署においては、専決者を副課長等とすることができるものとする。
9 学内諸規程等の制定及び改廃 (1) 学長制定 (2) 部局長制定 (3) 規程、規則の制定及び改廃のうち軽易なもの	学長 部局長 学長	事務局長 所管の部長、課長及び事務長 所管の部長、課長及び事務長

備考 表中「副課長等」とあるのは、副課長、副事務長及び室長をいう。

2 戦略企画部

事項	名義者	専決者
1 学部等設置に関する事項のうち軽易なもの	学長	戦略企画課長

2 指定学校に関する事項のうち軽易なもの	学長	戦略企画課長
3 経営協議会に関する事項のうち軽易なもの	学長	戦略企画課長
4 大学の評価に関する事項のうち軽易なもの	学長	戦略企画課長
5 クラウドファンディングの申請プロジェクトに係る実施の可否の決定及び決定通知並びにプロジェクトの中止に関する事項	学長	戦略企画課長

3 総務部

事項	名義者	専決者
1 職員録に関する事項	事務局長	総務秘書課副課長
2 役員及び職員の身分証明書の発行	学長	総務秘書課副課長
3 情報公開に関するもののうち軽易なもの	学長	総務秘書課副課長
4 公印の作成、改刻、廃止に関する事項のうち軽易なもの	学長	総務秘書課副課長
5 東京医科歯科大学基金に関する事項のうち軽易なもの	学長	事務局長
6 広報誌の編集及び発行	学長	担当副学長
7 シンボルマークの使用許可	学長	総務秘書課副課長
8 公開講座に関するもののうち軽易なもの	学長	総務秘書課副課長
9 職員の任免（解雇及び懲戒を除く。）に関する事項		
（1）一般職員（※特定有期雇用職員における相当職を含む。以下「(※)」という。）	学長	総務部長
（2）技能職員(※)	学長	総務部長
（3）教育職員(※)	学長	総務部長
（4）医療職員(※)	学長	総務部長
（5）URA職員	学長	総務部長
（6）非常勤講師の委嘱	学長	総務部長
（7）職員の任免に関する事項のうち、軽易（育児休業及び介護休業の承認、延長及び復職に関するを含む。）なもの	学長	人事労務課長
10 客員教授等（名誉教授を除く。）の称号付与	学長	事務局長
11 人件費管理及び定員・定数に関する事項	学長	事務局長
12 職員の給与に関する事項		
（1）職員の昇格に関する事項	学長	総務部長
（2）職員の勤勉手当の成績率に関する事項	学長	事務局長
（3）職員の勤勉手当の管理職加算及び役職段階別加算に関する事項	学長	総務部長
（4）職員の昇給に相当する事項のうち、昇給区分に関する事項	学長	事務局長
（5）職員の諸手当に関する事項	学長	人事労務課係長

(6) 職員の給与に関する事項のうち軽易なもの	学長	人事労務課副課長
13 所得税に関する事項（給与に関する事項）	学長	総務部長
14 叙位・叙勲等に関する事項	学長	総務部長
15 職員の兼業（営利企業の役員等に係るものを除く。）の許可に関する事項		
(1) 副学長、部局長及び事務局長	学長	総務部長
(2) 前号以外の職員	学長	人事企画課長
16 職員の営利企業の役員等に係る兼業の許可等に関する事項	学長	総務部長
17 職員の研修に関する事項	学長	総務部長
18 職員の退職手当の決定に関する事項		
(1) 次号以外の職員	学長	総務部長
(2) 非常勤職員	学長	人事課労務副課長
19 職員の人事評価に関する事項（軽易なものは除く。）	学長	事務局長
20 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する事項のうち軽易なもの	学長	人事労務課副課長
21 勤労者財産形成貯蓄に関する事項のうち軽易なもの	学長	人事労務課副課長
22 人事課が発行する証明書のうち軽易なもの	学長	人事労務課副課長
23 職員の人事交流および転籍に関する事項	学長	事務局長
24 出向等の契約に関する事項	学長	事務局長
25 調査委員会及び懲戒委員会の設置に関する事項	学長	事務局長
26 職員の再任用に関する事項	学長	総務部長

4 財務部

事項	名義者	専決者
1 運営費交付金の請求に関する事項	学長	財務企画課副課長
2 計算証明に関する事項	学長	財務企画課副課長
3 競争参加者の資格審査の公示及び資格の決定に関する事項	学長	財務部長
4 租税に関する事項（総務部の所掌に属するものを除く。）	学長	財務企画課長
5 減損の認識の判定結果の通知に関する事項	学長	事務局長
6 預り研究費補助金の支払に関する事項	学長	財務企画課副課長
7 会計監査人に関する事項	学長	財務部長
8 土地の境界に関する事項	学長	財務部長
9 財産管理計画に関する事項のうち軽易なもの	学長	財務部長

5 施設部

事項	名義者	専決者
1 宿舍の貸与承認（契約締結を含む。）、明渡猶予の承認及び損害賠償金軽減の承認	学長	施設管理課長
2 電話加入の申込及び内線電話に関する事項	学長	施設管理課副課長
3 施設整備費補助金の交付申請及び請求に関する事項	学長	施設部長
4 施設に関する調査報告	学長	施設企画課長
5 施設整備計画に関する事項	学長	施設部長
6 施設整備費による工事の諸報告	学長	施設企画課長
7 建築工事に関する諸届	学長	施設部長
8 自家用電気工作物施設変更に伴う諸報告	学長	施設部長
9 警報設備設置に伴う諸届	学長	施設管理課長
10 高圧ガス保安法による諸手続	学長	施設管理課長
11 施設整備費概算要求に関する事項	学長	施設部長

6 統合教育機構事務部

事項	名義者	専決者
1 学部学生の学生証の発行	学長	学務企画課副課長等
2 卒業生の諸証明書の発行	学長	学務企画課副課長等
3 学位記の授与に関する事項	学長	担当理事
4 学位授与報告書の提出に関する事項	学長	統合教育機構事務部長
5 大学院学生の異動にかかるもの	学長	学務企画課副課長等
6 大学院学生の異動にかかるもの	研究科長	学務企画課副課長等
7 大学院学生の学生証の発行	学長	学務企画課副課長等
8 大学院学生の諸証明書の発行	研究科長	学務企画課副課長等
9 大学院研究生の入学の許可	学長	学務企画課副課長等
10 特別聴講学生、科目等履修生及び特別研究学生の派遣、入学の許可及び成績報告に関する事項	研究科長	学務企画課副課長等
11 四大学連合複合領域コースにかかる学生の派遣及び成績報告に関する事項	学長	学務企画課副課長等
12 大学院特別講義の実施、終了に関する事項	統合教育機構事務部長	学務企画課副課長等

13 教育系補助金等に関する事項のうち軽易なもの	学長	統合教育機構事務部長
14 大学院生共同研究室に関する事項のうち軽易なもの	担当理事	学務企画課副課長等
15 実習用通学定期証明書の発行	学長	学務企画課副課長等

7 医学部事務部

事項	名義者	専決者
1 医学部学生の退学、休学、休学更新、復学の許可及び他大学等入学志願	学長	学部長
2 医学部学生の諸証明書の発行	学部長	事務長
3 医学部専攻生の諸証明書の発行	医学部長	事務長
4 医学部臨床教授等の称号付与に関する事項	医学部長	事務長
5 共用試験の実施、報告に関する事項	医学部長	事務長
6 病理解剖受託手続きに関する事項	医学部長	事務長
7 医学部短期交流学生の受入れに関する事項	医学部長	事務長

8 病院事務部

事項	名義者	専決者
1 医療機関の開設者としての学長名で行う関係官公庁等への協議、申請、届出、報告等	学長	病院長
2 病院長名で行う関係官公庁等への協議、申請、届出、報告等のうち軽易なもの	病院長	事務部長、課長、又は事務室長
3 覚せい剤施用機関の指定等に関する事項	学長	事務部長
4 診療報酬の請求	病院長	事務部長
5 職員の宿日直命令	病院長	事務部長
6 病院に関する統計調査及び諸報告	病院長	事務部長
7 入院患者の不在者投票に関する事項	病院長	総務課副課長
8 看護師及び臨床研修医宿舍の入退居等に関する事項	学長	総務課副課長
9 総務課が発行する証明書のうち軽易なもの	病院長	総務課副課長
10 警察、裁判所、弁護士会等、他機関からの診療情報提供依頼に対する回答	病院長	医療支援課長

9 歯学部事務部

事項	名義者	専決者
1 歯学部学生の退学、休学、休学更新、復学の許可及び他大学等入学志願	学長	学部長
2 歯学部学生の諸証明書の発行	学部長	事務長
3 歯学部専攻生の諸証明書の発行	歯学部長	事務長
4 歯学部臨床教授等の称号付与に関する事項	歯学部長	事務長
5 共用試験の実施、報告に関する事項	歯学部長	事務長
6 病理解剖受託手続きに関する事項	歯学部長	事務長
7 歯学部短期交流学生の受入れに関する事項	歯学部長	事務長

10 削除

11 統合国際機構事務部

事項	名義者	専決者
1 報告及び届出に関する事項のうち軽易なもの	学長	事務部長
2 外国人留学生の諸証明書の発行	学長	国際交流課副課長
3 外国人留学生の受け入れに関する事項	学長または部局の長	事務部長
4 外国人留学生の生活等各種支援に関するもの	学長	国際交流課長
5 学生の海外派遣における証明に関する事項	部局の長	国際交流課副課長
6 短期交流学生の受入に関する事項	学長または部局の長	事務部長
7 国際交流協定（部局間）の締結及び通知	学長	機構長
8 日本語研修コースに関する事項	学長又は機構長	事務部長
9 国際交流に関する学長が必要と認めるレセプション及び懇談会の開催	学長	機構長
10 外国人留学生の奨学金等に関する事項	学長	事務部長
11 外国人留学生の奨学金等に関する事項のうち軽易なもの	学長	国際交流課長
12 学生の海外派遣における奨学金等に関する事項	学長	国際交流課長
13 学生の海外派遣における受け入れ依頼に関する事項	学長	国際交流課副課長
14 外国人研究者等の受け入れに関する事項	学長	事務部長
15 国際連携専攻及びグローバルヘルスリーダー養成コースに関する大学院学生の諸証明書の発行	研究科長	国際交流課副課長
16 外部資金の委託契約、申請、報告等に関する事項	学長	事務部長

12 統合研究機構事務部

事項	名義者	専決者
----	-----	-----

1 公的研究費に係る申請、決定又は実績報告について	学長	研究推進課副課長
2 公的機関等との委託契約について	学長	事務部長
3 動物実験計画、遺伝子組換え生物等実験計画等に係る承認又は届け出について	学長	担当理事
4 動物実験計画、遺伝子組換え生物等実験計画等に係る承認又は届出のうち軽易なもの	学長	研究推進課副課長
5 教育訓練に係る受講証の発行について	学長	研究推進課副課長
6 報告及び届出に関する事項のうち軽易なもの	学長	研究推進課副課長

1 2-2 統合イノベーション機構事務部

事項	名義者	専決者
1 寄附金の受入について	学長	事務部長
2 寄附金の移替について	学長	産学連携課副課長
3 研究助成金等に係る申請、決定又は実績報告について	学長	部局等の長
4 寄附講座等の設置に係る承認について	学長	事務部長
5 研究成果物の譲渡及び実施許諾契約について	学長	部局等の長
6 企業等との産学連携契約について	学長	事務部長
7 企業等との産学連携契約に付随する報告等のうち軽易なもの	学長	産学連携課副課長
8 教育訓練に係る受講証の発行について	学長	産学連携課副課長
9 報告及び届出に関する事項のうち軽易なもの	学長	産学連携課副課長

1 3 監査室

事項	名義者	専決者
1 内部監査担当者の任免に関する事項	学長	監査室長
2 内部監査に関する事項で軽易なもの	監査室長	副室長
3 会計検査院の会計実地検査に係る連絡調整に関する事項で軽易なもの	監査室長	副室長

1 4 学生支援・保健管理機構事務部

事項	名義者	専決者
1 学生旅客運賃割引証の配分及び使用状況報告	事務部長	事務室長（副課長）
2 入学料徴収猶予の決定に関する事項	学長	担当理事
3 授業料徴収猶予の決定に関する事項	学長	担当理事
4 奨学事務に関する事項	機構長	事務部長
5 学内の額資金貸与	事務部長	事務室長（副課長）
6 学生の福利厚生施設の使用許可	事務部長	事務室長（副課長）
7 学生一般定期健康診断の実施に関する事項	学長	事務部長

1 5 職員健康管理・環境安全管理事務室

事項	名義者	専決者
1 役職員の健康診断の実施に関する事項	学長	職員健康管理室長
2 役職員の健康支援に関する事項	学長	職員健康管理室長
3 安全衛生委員会に関する事項	学長	職員健康管理室長
4 役職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項	学長	職員健康管理室長
5 職員健康管理室の保有する情報の取扱い、システムの管理及び運用に関する事項	学長	職員健康管理室長
6 ホームページの作成に関する事項	職員健康管理室長	事務長
7 作業環境測定に関する事項	学長	職員健康管理室長
8 作業環境測定に関する事項のうち軽易なもの	職員健康管理室長	事務長
9 役職員の労働災害に関する事項	学長	職員健康管理室長
10 その他役職員の安全衛生管理に必要な事項に関する事項	学長	職員健康管理室長
11 職員健康管理室及び職員健康管理・環境安全管理事務室の業務に係る統計調査及び諸報告に関する事項	学長	事務長
12 その他職員健康管理室の庶務及び他部署との連絡調整に関する事項	職員健康管理室長	事務長
13 毒物及び劇物を含めた化学物質の入手、管理及び廃棄処分に関する事項	学長	環境安全管理室長
14 実験廃液の回収業務及び廃液処理に関する事項	学長	環境安全管理室長
15 実験廃液の回収業務及び廃液処理に関する事項のうち軽易なもの	環境安全管理室長	事務長
16 排水水質検査業務及び排水処理に関する事項	学長	環境安全管理室長
17 排水水質検査業務及び排水処理に関する事項のうち軽易なもの	環境安全管理室長	事務長
18 環境安全管理委員会に関する事項	学長	環境安全管理室長
19 その他本学の環境保全及び化学物質の安全管理に必要な事項に関する事項	学長	環境安全管理室長
20 環境安全管理室及び職員健康管理・環境安全管理事務室の業務に係る統計調査及び諸報告に関する事項	学長	事務長
21 その他環境安全管理室の庶務及び他部署との連絡調整に関する事項	環境安全管理室長	事務長

1 6 スポーツサイエンス機構

事項	名義者	専決者
1 スポーツ傷害及び疾病に対する総合的な支援体制の確立に関すること	学長	機構長

2	スポーツ関連団体との協力関係構築に関すること	学長	機構長
3	スポーツ支援体制に係る人材養成に関すること	学長	機構長

17 募金室

事項	名義者	専決者
関係官公庁等への報告、届出等	学長	室長
報告及び届出に関する事項のうち軽易なもの	学長	室長代理
謝意表明を含む、寄附に関する渉外活動のうち簡易なもの	学長	室長代理
寄附者に発行する礼状、領収書などの発行	学長	室長補佐

別表第2（第5条関係） 共済組合

事項	名義者	専決者
1 組合員資格の得喪その他組合員に関する事項	支部長	総務部長
2 被扶養者の認定に関する事項	支部長	総務部長
3 短期給付（保健給付、災害給付、休業給付、附加給付）の決定	支部長	総務部長
4 看護、移送の承認	支部長	総務部長
5 貸付金に関する事項	支部長	総務部長
6 各経理の旅費、事務費及び厚生費に関する事項	支部長	総務部長
7 資金の回送に関する事項	支部長	総務部長
8 出納に関する事項	支部長	総務部長
9 銀行との預金契約	支部長	総務部長
10 定期的報告及び一般的な調査報告	支部長	総務部長
11 諸証明書の発行	支部長	総務部長
12 長期給付（退職給付、廃疾給付、遺族給付等）の請求に関する事項	支部長	総務部長
13 出納職員の役職指定	支部長	総務部長